# 質問・回答書

| 番号 | 質 問 事 項 | 回　　答 |
|---|---|---|
| 1 | 「指定管理者は、月額49万円を最低額とした指定管理者が提案する額を負担する」と記載していますが、「テナント収入と月49万円の低い方を収める」という負担金の提案でもプロポーザルを受けて頂けるることは可能でしょうか？ | ご意見を踏まえ、別紙1負担金に関する考え方に関わらず、未使用部分のレンタルスペースに関する、緩和内容や時限等については、応募者の提案を妨げないものとします。<br>負担金についての考え方を提案書にて明確に示し、価格提案書の記載も適宜修正して提案してください。 |
| 2 | 「拠点施設が適切に機能を果たすよう、施設の修繕を実施するものとします。1件につき、10万円（消費税含む。）以下の軽微な修繕については、指定管理者の費用負担において実施するものとします。」と記載されていますが、この件についても「修繕の内容及び修繕に要する経費を算出し、町に報告することとします。町は、報告をもとに予算の範囲内において必要な修繕を実施するものとします。」としてプロポーザルしても受けて頂けることは可能でしょうか？ | 10万円以下の軽微な修繕についても、平成31年度に限り予算の範囲内において、町が修繕を実施するものとします。<br>なお、修繕とは建築物及び建築設備の維持管理、原状復旧を目的とするものであり、消耗品、備品等の単なる取り換えは含みません。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |